

船橋市帰国者・接触者外来協力医療機関連携会議設置要綱

(設置)

第1条 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの新興・再興感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）の発生時において、海外発生期から県内発生早期に、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者等の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階まであらかじめ協力を確認している医療機関に帰国者・接触者外来を設置する。未発生期及び発生時において、船橋市における新型インフルエンザ等発生時の医療体制の強化を図るために、保健所と帰国者・接触者外来協力医療機関の連携並びに帰国者・接触者外来協力医療機関間の連携が必要となることから、本市に船橋市帰国者・接触者外来協力医療機関連携会議（以下「連携会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等発生時における医療体制の強化（医療資器材の整備・備蓄、診療継続計画の策定状況、外来・入院の受入体制等の確認）
- (2) 訓練の計画及び研修等の計画
- (3) 帰国者・接触者外来担当者名簿の作成
- (4) その他新型インフルエンザ等発生時の対応に必要な事項

(組織)

第3条 連携会議は会長及び委員を持って組織する。

- 1 会長は、保健所長の職にあたる者をもって充てる。
- 2 副会長は、会長が指名する者をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、船橋市帰国者・接触者外来協力医療機関において院内感染対策を担当する者と船橋市保健所の新型インフルエンザ等対策事業を担当する者で組織する。

(会議)

第4条 連携会議の会議は年1回、会長が招集し、会長が会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 会長が必要と認めるときは、適時連携会議を開催することができる。
- 3 連携会議の会議は必要に応じて、関係機関の職員等の出席を求め、意見を聞くこと

ができる。

(事務局)

第5条 連携会議の事務局を保健所健康危機対策課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が連携会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。